

**実務対応**プロジェクト **実務対応報告第 18 号**

項目

**資本性金融商品に関する公正価値変動のノンリサイクリング  
処理に関する検討****本資料の目的**

1. 本資料は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）における修正項目について、国際財務報告基準(IFRS)第 9 号「金融商品」における、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理」（以下、「資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理」という。）を修正項目として取り扱うか否かの検討を行うことを目的としている。

**これまでの検討の経緯**

2. 第 115 回実務対応専門委員会（2018 年 2 月 21 日開催）及び第 379 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 22 日開催）では、実務対応報告第 18 号における資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理を修正項目として取り扱うか否かに関して、以下の提案を前提として実務対応報告第 18 号の文案を示した。
  - ・ 資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理による修正額が連結上の当期純損益に重要な影響を与える場合、原則として修正する必要があるが、修正することが実務上相当程度困難な場合に、一定の注記を前提として、修正しないことを認める。
  - ・ 「修正することが実務上相当程度困難な場合」の例示として「金融機関など、在外子会社等で多数の資本性金融商品の銘柄を保有している場合」とする。
  - ・ OCI オプションのノンリサイクリング処理による修正額が連結上の当期純損益に重要な影響を与えるが、在外子会社等の会計処理を修正しない場合には次の事項を注記することを求める。
    - ① 資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理について、修正していない旨
    - ② OCI オプションに関するノンリサイクリング処理を修正していない資本性金融商品のうち、当期中に売却したものがあつた場合には、IFRS に基づく取得原価と

売却額の差額として算定される売却益の合計額及び売却損の合計額

- ③ OCI オプションに関するノンリサイクリング処理を修正していない資本性金融商品を、貸借対照表における貸借対照表計上額が IFRS における取得原価を超えるものと超えないものに区分し、当該区分ごとの取得原価、当該貸借対照表計上額及びその差額

## 上記の提案に対して第 379 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. 第 2 項の事務局の提案に対して、第 379 回企業会計基準委員会において以下の意見が聞かれた。
- (1) 現状の事務局提案においては、資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理の影響が重要な場合に原則として修正するとしつつ、「修正することが実務上相当程度困難な場合」には修正しないことを認めるとしていることから、最も影響の大きいと考えられる企業については修正対象とならないことが予想され、実質的な意義に乏しいと考えられる。修正項目とするのであれば、例外を認めず一律で修正を要求すべきであり、実務上それが難しいのであれば、一律に修正項目としないことが合理的であると考えられる。
- (2) 仮に、事務局提案のように、原則修正項目としつつ一定の場合に例外を認めるという結論にする場合でも、例外を認める要件は、「当面の期間、修正することが難しい特定エリアのみに絞って修正しないことを認める」など、より期間と範囲を限定する形で認めるべきであり、併せて修正していない具体的な範囲と理由を開示するなどの処置をすべきである。

## 聞かれた意見に対する検討

### (第 3 項(1)の意見に関する検討)

4. 資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理は、これまで修正国際基準における IFRS のエンドースメント手続において、我が国における会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異がある項目とされており、実務対応報告第 18 号において修正項目の見直しを検討する場合においても、整合させるべきものと考えられる。

5. 一方、アウトリーチでは、実務上の実行可能性に対する強い懸念が聞かれており、何らかの対応が必要であると考えられるが、当該懸念は一部の企業に限定されるものであると考えられるため、これを理由に、一律に修正項目としないとする取扱いは適切ではないものと考えられる。

**(第3項(2)の意見に関する検討)**

6. 例外処理は実務上の実行可能性についての懸念に対する配慮であり、実務上の実行可能性の要因は各企業の在外子会社等の状況や資本性金融商品への投資方針など、企業によって様々と考えられる。このため、会計基準として定める要件は、原則的なものとし、具体的な適用については、各企業の実態に応じて判断されることが望ましいものと考えられる。
7. また、注記事項に関する現在の事務局提案については、修正を行わない場合において純利益の有用性を保つ観点から必要と考えられる情報の開示を求めるものであり、修正を行わない場合には開示すべきものと考えられる。
8. このため、資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理の修正に関する方針並びに修正しない場合の要件及び修正を行わない場合の注記案について、現状の事務局提案を修正しないことが適当と考えられるがどうか。

**ディスカッション・ポイント**

- ・ 資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理の修正に関する方針並びに修正しない場合の要件及び注記案について、現状の事務局提案を修正しないとする提案について、ご意見を頂きたい。

以 上